

### 消費税率の引上げに伴う料金改定について

#### (1) 水道料金・下水道使用料・温泉供給料金の改定について

##### ア 改定の概要

国の消費税法改正により、平成31年（2019年）10月1日から税率が8%から10%になることに伴い、2月議会において水道・下水道・温泉の各条例改正案が可決されたことを受けて、水道料金・下水道使用料・温泉供給料金が改定されます。

水道料金・下水道使用料については、2か月に1度の水道メーターの検針となっており、10月1日以降に全てのお客さまが新税率の対象となる12月分（12月1日以降の検針分）より適用となります。

温泉供給料金は、日供給量の定量契約ですので、10月分より適用となります。

##### イ 改定の主な内容

次ページに、水道料金・下水道使用料の新旧比較表を記載しておりますのでご覧ください。

##### ウ お客さまへの周知

お客さまへの広報につきましては、「企業局だより」4月号と7月号および市のホームページに掲載いたします。

また、12月1日以降に検針を行った際に発行される検針票に、今回から消費税増税のため、料金改定されている旨の記載と、裏面に改定後の新たな料金表を載せることとしています。

○ 水道料金・下水道使用料・温泉供給料金の新旧比較表

ア 水道料金

(単位：円)

メーター口径	現行基本料金 (0～10m <sup>3</sup> )	改定基本料金 (0～10m <sup>3</sup> )	差 額
13mm	766.80	781.00	14.20
20mm	1,198.80	1,221.00	22.20
25mm	1,825.20	1,859.00	33.80
40mm	4,082.40	4,158.00	75.60
50mm	10,206.00	10,395.00	189.00
75mm	20,412.00	20,790.00	378.00
100mm	40,824.00	41,580.00	756.00
125mm	81,648.00	83,160.00	1,512.00
150mm	122,472.00	124,740.00	2,268.00
200mm	204,120.00	207,900.00	3,780.00
250mm	285,768.00	291,060.00	5,292.00
300mm	408,240.00	415,800.00	7,560.00

(単位：円)

水量料金	家庭用			公衆浴場用	一般用
	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	30m <sup>3</sup> を超える分 1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につき
現行料金	115.56	150.12	157.68	74.52	157.68
改定料金	117.70	152.90	160.60	75.90	160.60
差 額	2.14	2.78	2.92	1.38	2.92

イ 下水道使用料

一般汚水

(単位：円)

現行基本料金 (0～10m <sup>3</sup> )	改定基本料金 (0～10m <sup>3</sup> )	差 額
1,479.60	1,507.00	27.40

(単位：円)

超過料金	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	30m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	100m <sup>3</sup> を超え1000m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	1000m <sup>3</sup> を超える分 1m <sup>3</sup> につき
現行料金	147.96	159.84	169.56	189.00	207.36
改定料金	150.70	162.80	172.70	192.50	211.20
差 額	2.74	2.96	3.14	3.50	3.84

公衆浴場から排出される汚水

(単位：円)

現行基本料金 (0～300m <sup>3</sup> )	改定基本料金 (0～300m <sup>3</sup> )	差 額
3,456.00	3,520.00	64.00

(単位：円)

超過料金	300m <sup>3</sup> を超える分 1m <sup>3</sup> につき
現行料金	11.88
改定料金	12.10
差 額	0.22

ウ 温泉供給料金

(単位：円)

用 途	営業用		一般家庭用
	公衆浴場用	その他	
	(日供給量1m <sup>3</sup> につき) (月額)	(日供給量1m <sup>3</sup> につき) (月額)	(日供給量1m <sup>3</sup> につき) (月額)
現行料金	1,944.00	2,160.00	2,160.00
改定料金	1,980.00	2,200.00	2,200.00
差 額	36.00	40.00	40.00